

事 務 連 絡  
令和7年8月22日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

笠岡市こども・健康福祉部長寿支援課長

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算  
(令和7年度前期分)の取扱いについて

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、居宅介護支援事業所は毎年度2回、判定期間ごとに居宅介護サービス計画に位置付けたサービスについて、紹介率が最高である法人（紹介率最高法人）の名称等について記載した「特定事業所集中減算に係る届出書」を作成し、保管する必要があります。算定の結果、いずれかのサービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護）について紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、「正当な理由」の有無に関わらず当該書類を提出し、80%を超えない場合についても、各事業所において一定期間保管することとなっています。

つきましては、令和7年度前期(令和7年3月1日～令和7年8月31日)分について、別紙により書類を作成し、紹介率最高法人の割合が80%を超える場合は、必要書類を提出してください。

なお、紹介率最高法人の割合が80%を超える場合で、「正当な理由」がある場合は減算の対象とはなりません。が、「正当な理由」とは認められない場合は特定事業所集中減算が適用されます。

本減算は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則ですので、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実にを行い、後から報酬返還等を要することが起きないように十分に留意してください。

【問合せ先・提出先】

笠岡市こども・健康福祉部長寿支援課  
電話：0865－69－2139  
担当：馬越，清水